

千葉県国民健康保険料滞納整理指導員及び千葉県国民健康保険料納付相談員の
身分等の取扱いに関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、法令に定めるもののほか、国民健康保険料の徴収及び収納の事務に従事する会計年度任用職員について必要な事項を定め、もって国民健康保険事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(設 置)

第2条 健康保険課に千葉県国民健康保険料滞納整理指導員（以下「指導員」という）及び千葉県国民健康保険料納付相談員（以下「相談員」という）を、区市民総合窓口課に相談員を置く。

(身 分)

第3条 指導員及び相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 指導員及び相談員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第1項に規定するその他の会計職員とし、千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）第105条の規定に基づく現金取扱員又は区現金取扱員とする。

(職 務)

第4条 指導員及び相談員は、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 保険料の納付相談及び納付指導に関すること
- (2) 保険料の滞納整理の補助に関すること
- (3) 保険料の口座振替の勧奨に関すること
- (4) 被保険者の所得の把握に関すること
- (5) 被保険者の居住の状況、被保険者資格の確認その他調査に関すること
- (6) 保険料及び保険料に係る延滞金の徴収に関すること
- (7) 前各号に付随する業務で、所属長が命じたものに関すること

(身分証明書)

第5条 指導員及び相談員は、職務に従事するときは、常に身分証明書（別紙様式）を携帯し、関係者の求めに応じ、これを呈示しなければならない。

2 指導員及び相談員は、退職したときは、前項の身分証明書を速やかに所属長に返還しなければならない。

(用具等の貸与)

第6条 指導員及び相談員に対し、職務の遂行に必要な鞆その他の必要な用具を貸与する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- (經過措置)

- 別紙様式

身分証明書

写真

所属

氏名

上記の者は、国民健康保険料滞納整理指導員であることを証明する。

年 月 日

千葉市長

印

注 意 事 項

- 1 本証明書は、常時携帯すること。
- 2 本証明書は、他人に貸与しないこと。
- 3 本証明書は、紛失、汚損しないこと。
- 4 本証明書を紛失した場合は、直ちに所定の手続きをとること。
- 5 記載事項に変更を生じた場合は、所定の手続きをとること。
- 6 公金を取り扱う場合は、細心の注意を払うこと。
- 7 指導員が退職するときは、へ必ず返還すること。

(相談員用)

身分証明書

所属

写真

氏名

上記の者は、国民健康保険料納付相談員であることを証明する。

年 月 日

千葉市長

印

注 意 事 項

- 1 本証明書は、常時携帯すること。
- 2 本証明書は、他人に貸与しないこと。
- 3 本証明書は、紛失、汚損しないこと。
- 4 本証明書を紛失した場合は、直ちに所定の手続きをとること。
- 5 記載事項に変更を生じた場合は、所定の手続きをとること。
- 6 公金を取り扱う場合は、細心の注意を払うこと。
- 7 相談員が退職するときは、へ必ず返還すること。